

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認山形地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 2 件

厚生年金関係 2 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 9 件

国民年金関係 2 件

厚生年金関係 7 件

第1 委員会の結論

事業主は、申立人が昭和17年9月1日に労働者年金保険の被保険者資格を取得した旨の届出を社会保険出張所（当時）に対し行ったことが認められ、かつ、申立人の申立事業所における労働者年金保険の被保険者資格喪失日は、18年10月1日であったと認められることから、申立人のA社B工場における労働者年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間に係る標準報酬月額については、50円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和17年9月頃から18年10月頃まで

私は、昭和17年9月からA社B工場に勤務していたが、同社における厚生年金保険の記録が無い。申立期間について、労働者年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳（以下「旧台帳」という。）には、A社B工場における被保険者資格取得日が昭和17年9月1日と記載されていることが確認できるが、資格喪失日の記載は無いところ、申立人は、同年9月から18年10月頃まで勤務していたと記憶し、申立人の退社に至る事実経過やその後の就業についての供述に具体性があることから判断すると、申立人は、17年9月1日から18年10月1日までの期間において当該事業所に勤務していたことが推認できる。

一方、当該事業所を管轄している年金事務所では、戦災により、その管理していた被保険者名簿の大部分が焼失した事実がある旨認めており、その後、同事業所に係る被保険者名簿は、復元されたものが存在するものの、厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿又は旧台帳により申立人と同時期に同事業所で被保険者資格を取得したことが確認できる19人全員の記録について、復元

された被保険者名簿には記載が無く、完全な復元には至らなかったものと考えられる。

以上の事実を考慮し、申立人の当該事業所における被保険者資格喪失日の記録が無いことの原因としては、事業主の届出漏れ、保険者による被保険者名簿への記入漏れ、被保険者名簿の焼失等の可能性が考えられるが、被保険者名簿の大規模な焼失等から半世紀も経た今日において、保険者も被保険者名簿の完全な復元をなしえない状況の下で、申立人及び事業主にその原因がいずれにあるのかの特定を行わせることは不可能を強いるものであり、同人らにこれによる不利益を負担させるのは相当でないというべきである。

以上を踏まえて本件を見るに、申立人が申立期間中に継続勤務した事実が推認できること、申立てに係る労働者年金保険被保険者記録は、事業主がその届出を行った後に焼失した可能性が相当高いと認められる一方で、この推認を妨げる特段の事情は見当たらないこと等の諸事情を総合して考慮すると、事業主は、申立人が昭和17年9月1日に労働者年金保険被保険者の資格を取得した旨の届出を社会保険出張所に対し行ったことが認められ、かつ、申立人の労働者年金保険被保険者資格喪失日は、18年10月1日とすることが妥当である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、申立人の当該事業所における被保険者資格取得時の旧台帳の記録から、50円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和43年1月23日から同年9月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を同年1月23日に、資格喪失日に係る記録を同年9月1日に訂正し、当該期間に係る標準報酬月額を、同年1月は1万8,000円、同年2月及び同年3月は6万円、同年4月は5万2,000円、同年5月は5万6,000円、同年6月から同年8月までは6万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年9月頃から43年11月頃まで

私は、申立期間当時、A社に勤務し、給与から厚生年金保険料が控除されており、申立期間について厚生年金保険に未加入とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち昭和43年1月23日から同年9月1日までの期間について、申立人から提出された給料支払明細書により、申立人は、A社に勤務し、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立人の標準報酬月額については、申立人から提出された給料支払明細書において確認できる保険料控除額から、昭和43年1月は1万8,000円、同年2月及び同年3月は6万円、同年4月は5万2,000円、同年5月は5万6,000円、同年6月から同年8月までは6万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、当時の事業主は既に死亡しているため、当該期間当時の状況は不明であるが、当該期間の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の整理番号に欠番が見当たらない

ことから、申立人に係る社会保険事務所（当時）の記録が失われたとは考えられない上、仮に、事業主から申立人に係る被保険者資格取得届が提出された場合には、その後被保険者報酬月額算定基礎届及び被保険者資格喪失届を提出する機会があったこととなるが、いずれの機会においても社会保険事務所が当該届出を記録しないとは考え難いことから、事業主から社会保険事務所へ資格の得喪等に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和43年1月から同年8月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち、昭和40年9月頃から43年1月23日までの期間及び同年9月1日から同年11月頃までの期間について、A社は、既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、上述のとおり当時の事業主も死亡していることから、申立人の当該期間に係る勤務実態及び厚生年金保険の取扱いについて確認することができない。

また、申立期間当時、A社において厚生年金保険の被保険者であったことが確認できる者に照会したものの、申立人を記憶している者がおらず、申立人の勤務実態及び厚生年金保険の取扱いについて確認することができない。

このほか、申立人の当該期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成14年4月から16年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成14年4月から16年3月まで
申立期間の国民年金保険料は、平成14年分は16年に、15年分は17年に、自分が納付書により郵便局等で1か月分ずつ毎月納付したはずなので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料について、郵便局等で毎月納付していたはずと主張しているところ、申立期間は、24か月に及んでいる上、オンライン化後の期間であることを踏まえると、これだけ長期間にわたり誤った納付記録管理が行われたことは考え難い。

また、申立人は、申立期間直前の平成13年度分の国民年金保険料9か月分を15年度に1か月分ずつ過年度納付していることが確認できることから、申立人が記憶している申立期間の過年度納付は、当該過年度納付である可能性も否定できない。

さらに、申立人には、申立期間以外に61か月の国民年金保険料の未納期間がある。

加えて、申立人が申立期間についての国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 58 年 1 月から同年 10 月までの期間、61 年 4 月から 62 年 3 月までの期間及び 63 年 4 月から平成 4 年 3 月までの期間の国民年金保険料については、免除されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 58 年 1 月から同年 10 月まで
② 昭和 61 年 4 月から 62 年 3 月まで
③ 昭和 63 年 4 月から平成 4 年 3 月まで

昭和 58 年 1 月から毎年、国民年金保険料の免除を申請していたはずであり、申立期間が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は、3つの期間で合計 70 か月に及んでおり、行政機関において、これだけ長期間にわたり誤った記録管理が行われたことは考え難い上、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人には、申立期間以外にも、合計 170 か月以上の国民年金保険料の未納期間及び未加入期間がある。

さらに、申立人は、免除承認通知書を受け取った記憶が無いと述べている上、申立人から聴取しても国民年金保険料の免除を申請した時期及び場所が不明である。

加えて、申立人が申立期間について、免除の申請をしていたことを示す関連資料は無く、ほかに免除の申請をしていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を免除されていたものと認めることはできない。

山形厚生年金 事案 1349（事案 229、1016、1141 及び 1288 の再申立て）

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 49 年 9 月から 50 年 1 月 6 日まで

今回の申立期間について、これまでに行った4回の申立てでは、いずれも年金記録の訂正は認められないとの通知があった。

しかし、以前から主張しているとおり、厚生年金保険の資格取得日が昭和 49 年 9 月である旨が記載された水色の紙が年金手帳に貼られていたことは確かである。

また、A 県が保管している私の履歴書には、記載日と考えられる欄に「昭和 49 年 9 月 12 日現在」と記載されているにもかかわらず、厚生年金保険被保険者資格取得日は当該日付の約 4 か月も後の昭和 50 年 1 月 6 日であり不自然である。

さらに、「昭和 50 年 3 月 21 日現在」と記載されているもう一つの履歴書の記載内容が年金記録の訂正を認められない理由とされているが、履歴書は昭和 49 年 9 月に提出しており、50 年 3 月に再提出することは考えられないことから、「昭和 50 年 3 月 21 日現在」と記載されている履歴書は偽造されたものであるので、申立期間について厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) A 県から提出された申立人の履歴書（昭和 50 年 3 月 21 日現在）によれば、A 県 B 事業所に臨時勤務したのは申立期間直後の昭和 50 年 1 月からであった旨の記載が確認でき、当該記載はオンライン記録とも一致していること、ii) 同県から提出された学歴経験年数調書（B 事業所長が昭和 50 年 3 月 22 日付けで証明）によれば、B 事業所の勤務期間は履歴書と同じく 50 年 1 月からであり、申立期間を含む 48 年 8

月から49年12月までは在家庭であった旨の記載が確認できること、iii) 厚生年金保険の資格取得日を記載した紙を年金手帳に貼る取扱いは確認できないことなどを理由として、既に当委員会の決定に基づき、平成21年11月5日付け、22年7月14日付け、同年12月15日付け及び23年5月11日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回の再申立てに当たり、申立人は、厚生年金保険被保険者資格取得日が履歴書の記載日と考えられる日付の約4か月も後であることが不自然であると主張していることから、今回、A県が保管する日々雇用承認申請伺において、申立人と同じく雇用予定期間が昭和50年1月からとなっている者の履歴書を確認したところ、履歴書の記載日と考えられる日付が雇用予定の4か月以上前であるものが複数確認できる。

また、申立人は、履歴書について、昭和49年9月に提出し、50年3月に再提出することは考えられないと主張していることから、申立人が名前を挙げた同僚の履歴書を確認したところ、当該同僚も49年10月に提出し、50年3月に再提出していることが確認できる。

さらに、申立人は、A県における厚生年金保険被保険者期間について、記録のある8か月のほかに申立期間の4か月があり合計12か月であったと主張しているところ、同県から提出のあった日々雇用職員取扱要綱によれば、日々雇用職員の雇用期間の最高限度は10か月である旨が定められている。また、同県が保管する日々雇用承認申請伺によれば、申立人の雇用予定期間は、申立期間直後の昭和50年1月6日から同年3月31日までの期間及び同年4月1日から同年10月31日までの期間の合計10か月であったことが確認できる上、同承認申請伺及びオンライン記録によれば、申立人と同日に日々雇用承認申請が行われている同僚3人及び申立人が自身と同じ日々雇用職員であったと名前を挙げた同僚3人の合計6人について、全員が10か月以下の雇用期間であったことが確認できる。

これらを総合的に判断すると、当委員会の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 54 年 6 月 21 日から 56 年 7 月 1 日まで
② 昭和 57 年 4 月 29 日から同年 11 月 18 日まで
③ 昭和 62 年 2 月 12 日から平成元年 9 月 2 日まで

私は、いずれの期間も正社員としてA社（現在は、B社）に勤務し、土木工場の現場作業を行っていたので、厚生年金保険に未加入とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録から、申立人が昭和 63 年 4 月 11 日から平成元年 4 月 13 日まで、A社に勤務していたことが確認できる。

しかしながら、当該事業所は、「当時の関係資料は残されておらず、詳細は不明である。」と回答しており、申立人の申立期間①、②及び③に係る厚生年金保険の取扱いについて確認することができない。

また、オンライン記録から、申立期間①、②及び③当時、当該事業所において厚生年金保険の被保険者であったことが確認できる複数の者に照会したものの、申立人の給与から厚生年金保険料が控除されていたことをうかがわせる具体的な供述は得られない上、申立人が名前を挙げた同僚は、既に死亡しており、確認することができない。

さらに、オンライン記録及びC市が保管する国民年金被保険者名簿によれば、申立人は、いずれの申立期間についても国民年金に加入し、申立期間①に係る一部期間及び申立期間③については保険料を現年度納付している上、同市が保管する国民健康保険の加入記録によれば、申立期間①及び②については、保存期限経過により加入状況の確認はできないものの、申立人は、申立期間③について国民健康保険に加入していることが確認できる。

加えて、雇用保険の記録によると、申立人は、申立期間に当該事業所とは異なる複数の事業所に勤務していたことが確認できる。

このほか、申立期間に係る厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 42 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 7 年 1 月 20 日から 8 年 8 月 1 日まで

私は、申立期間にA社に勤務していたと思うので、申立期間について厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

複数の同僚の供述から、期間の特定はできないものの、申立人はA社に勤務していたことが推認できる。

しかしながら、雇用保険支給台帳によれば、申立人は、申立期間中に求職の申込みをし、申立期間の一部に雇用保険の失業給付を受給していることが確認できる。

また、申立人が一緒に入社したとして名前を挙げた同僚は、「採用後に会社から、厚生年金保険の加入を待ってほしい旨言われた記憶がある。」と供述しているところ、当該同僚についても、申立期間について、申立人と同様に厚生年金保険の被保険者記録が無い。

さらに、A社は、「申立期間当時の関連資料が無く不明である。」と回答しており、申立期間に係る申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

このほか、申立期間に係る厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 56 年 4 月頃から平成 8 年 3 月頃まで
私は、申立期間にA社に勤務していたと思うので、申立期間について厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「一人親方としてA社から依頼された工事等を行っていた。」と供述しているところ、A社の元事業主は、「申立人は、一人親方として下請けの仕事をしていた者であり、当社の従業員ではなかったため、厚生年金保険に加入させていなかった。また、当社は既に倒産しており、申立期間当時の関連資料は残っていない。」と供述している。

また、申立期間当時、当該事業所において厚生年金保険の被保険者であったことが確認できる者は、「申立人は、外注業者として常用で工事を行っていた。厚生年金保険の加入対象は正社員のみであり、申立人は厚生年金保険に加入していなかった。」と供述している。

さらに、オンライン記録によれば、申立人は、申立期間について国民年金に加入しており、一部期間の保険料を納付していることが確認できる。

このほか、申立期間に係る厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 45 年 9 月から 47 年 12 月まで
② 昭和 55 年 4 月から 56 年 3 月まで

私は、申立期間①はA社（現在は、B社）に勤務し、申立期間②はC社D営業所に勤務していた。各申立期間について、いずれも正社員として働いていたにもかかわらず厚生年金保険に未加入とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、複数の同僚の供述から、期間の特定はできないものの、申立人は、A社に勤務していたことが推認できる。

しかしながら、当該事業所は、「当時の関係資料は残されておらず詳細は不明である。」旨回答しており、申立期間①に係る申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、オンライン記録から、申立期間①当時、当該事業所において厚生年金保険の被保険者であったことが確認できる複数の者に照会したものの、申立人の給与から厚生年金保険料が控除されていたことをうかがわせる具体的な供述は得られなかった。

さらに、当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者原票により、申立人が名前を挙げた同僚3人のうち、一人は厚生年金保険の加入記録が確認できない。

加えて、オンライン記録によれば、申立期間①（20歳前の期間を除く）について、国民年金に加入し、保険料を全て納付していることが確認できる。

申立期間②について、複数の同僚の供述から、期間の特定はできないものの、申立人は、C社D営業所に勤務していたことが推認できる。

しかしながら、当該事業所は、平成 13 年 4 月 26 日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、元事業主に照会しても回答は得られず、申立期間に係る申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び供述等は得られなかった。

また、オンライン記録から、申立期間②当時、当該事業所において厚生年金保険の被保険者であったことが確認できる複数の者に照会したものの、申立人の給与から厚生年金保険料が控除されていたことをうかがわせる具体的な供述は得られない。

さらに、オンライン記録によれば、申立期間②について、国民年金に加入し、保険料を全て納付していることが確認できる。

このほか、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 46 年 5 月 1 日から 49 年 3 月 20 日まで
② 昭和 49 年 4 月 1 日から 50 年 3 月 5 日まで

私は、申立期間①はA社に勤務し、申立期間②はB社に勤務し、給与から厚生年金保険料が控除されており、申立期間について厚生年金保険に未加入とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、同僚の供述から、期間の特定はできないものの、申立人はA社に勤務していたことが推認できる。

しかしながら、当該事業所は、「申立期間当時、申立人の厚生年金保険加入手続を行った形跡が確認できないため、勤務していたとすれば、アルバイトであったと思われる。その場合は厚生年金保険に加入させていなかった。」と回答している。

また、当該事業所から提出された申立期間当時の健康保険厚生年金保険被保険者資格確認通知書を見ても、申立人の氏名は確認できない。

さらに、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、厚生年金保険の被保険者であったことが確認できる複数の者に照会したものの、申立人の給与から厚生年金保険料が控除されていたことをうかがわせる具体的な供述は得られなかった。

加えて、申立期間当時、申立人が一緒に勤務したとして同僚の姓のみを挙げているところ、同姓の者は、上記被保険者名簿からは確認できない。

申立期間②について、B社は、オンライン記録及び事業所名簿において、該当する事業所名及び類似の事業所名は無く、厚生年金保険の適用事業所となっていないことが確認できる。

また、申立人から聴取しても事業主及び同僚の氏名が不明である上、商業登記簿においてもB社は確認できないことから、申立期間②に係る申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができなかった。

さらに、申立人から提出された普通預金通帳からは、申立ての事実を確認することができない。

このほか、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 58 年 4 月頃から 61 年 3 月 15 日まで
② 昭和 61 年 4 月頃から 62 年 3 月頃まで

申立期間①はA社に勤務しており、申立期間②はB社C営業所に勤務していた。各申立期間について厚生年金保険に未加入とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、A社は、商業登記簿において昭和 51 年 6 月 21 日に設立されたことが確認できるものの、オンライン記録及び事業所名簿において、該当する事業所名及び類似の事業所名は無く、厚生年金保険の適用事業所となっていないことが確認できる。

また、当該事業所は、平成元年 12 月 3 日に解散している上、申立人は、申立期間①当時の事業主及び同僚の氏名を記憶しているものの、所在が確認できないことから、申立期間①に係る申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができなかった。

さらに、国民年金被保険者名簿及びオンライン記録によれば、申立人は、申立期間①について国民年金に加入し、昭和 58 年 4 月から同年 9 月までの期間及び 59 年 4 月から 60 年 3 月までの期間の保険料を現年度納付していることが確認できる。

申立期間②について、オンライン記録によれば、B社は、昭和 55 年 12 月 31 日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、申立期間②は適用事業所ではなかったことが確認できる。

また、当該事業所は、平成 7 年 3 月 19 日に解散している上、申立期間②当時の事業主に照会しても回答は得られず、申立期間②に係る申立人の勤務実

態及び厚生年金保険料の控除について確認することができなかった。

さらに、国民年金被保険者名簿及びオンライン記録によれば、申立人は、申立期間②について国民年金に加入し、保険料の申請免除期間とされていることが確認できる。

このほか、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。